資料3

# これまでの取組

学校・家庭・地域が一体となって、地域ぐるみで子ども育てる活動を継続的・安定的に実施するための組織(学校支援地域本部)を設置

# ■学校支援地域本部の拡大

平成29年度6区16校で展開

- ・磯辺中・磯辺小・磯辺三小/誉田中・誉田小・誉田東小で継続実施
- ・松ケ丘中・松ケ丘小・仁戸名小/こてはし台中・こてはし台小・横戸小/千草台中・千草台小/白井中・白井小に新規設置

# ■千葉市版「学校運営協議会(コミュニティ・スクール)」の検討

「学校運営協議会(コミュニティ・スクール)」の要件等を検討し、「学校支援地域本部」や「学校評議員制度」からの移行を見据えて、人選や組織の機能強化を進める。

平成32年度のモデル実施に向け、市民局、こども未来局、中央区役所、教育委員会の関係課によって構成される「地域連携事業推進会議」の中で、コミュニティ・スクールの運用方法等を検討している。(H29は7月、12月に開催)

#### ■地域運営委員会との連携

市民局と連携して地域運営委員会への「学校支援地域本部」の事業説明や協力依頼を実施。

#### (参考)今後の予定

30年度	31年度	32年度	33年度
■学校支援地域本部の拡大(10校)→ ■コミュニティ・スクールへ	拡大(10校)	拡大(10校)	計画的拡充

# 「学校支援地域本部」の活動例

#### 地域人材を活用した教職員の負担軽減

#### ■ 学習支援 ■



#### 【家庭科】

裁縫の基礎やミシン掛け補助

【体育科】

プール指導補助

【書き初め】

書写指導や準備片付け補助

【生活科】

昔遊び(コマ・お手玉・あやとり・おはじき等) 伝授

【総合的な学習の時間】

日本の伝統文化(着物の着付け、囲碁・将棋、生け花、

茶の湯等)の良さを知る体験活動

【放課後学習相談】

地域の方による希望生徒への指導(数学・英語)

# ■ 安全見守り支援 ■

セーフティウォッチャー





下校時避難訓練

# ■ 環境整備支援 ■





除草作業・プール掃除・窓ふき・トイレ掃除

# 地域をフィールドとした学習活動の充実

【職場体験学習】

受入先事業所の開拓・紹介

【生活科】

町探検の見守り・引率補助

【地域清掃活動】

ゴミ拾いや除草作業の共同実施



# 学校支援地域本部の成果と課題

# 成果

- 〇各教科等の体験活動や地域を教材とした単元開発・地域との交流が進み、教育活動の内容が 充実した。
- ○児童・生徒と地域の方とのつながりができ、感謝する心が育った。
- ○学校支援活動の参加者(ボランティア)からやりがいを感じたとの声が寄せられた。
- ○家庭にお子さんがいない地域の方も活動に参加してくださり、学校への関心が高まった。
- ○各支援団体の間で新たな連携ができ、単体の学校支援から相互に連携した支援へと協働体制 が見られるようになった。

# 課題•対応方針

- ○地域の同じ方が諸々の活動に携わるなど関係者が固定化している。
- ⇒生涯学習センター等での研修講座の充実により、連携体制に不可欠な地域コーディネーターの 育成・確保を図る。
- ⇒学校や地域の実情に応じて、各学校単位から中学校区単位の組織づくりを検討する。
- ○状況・条件が異なる地域でも実施していくため、協力が得られやすい地域以外でも検証が必要
- ⇒新規設置に当たり、様々な状況・条件にある学校、地域への拡充に取り組む。
- 〇「「千葉市版 学校運営協議会」への移行」が必要
- ⇒学校と地域の協力体制の熟度に応じて、学校評議員会と学校支援地域本部を統合できるよう導入のインセンティブ(学校運営協議会の委員報酬や地域ポイント制度の活用等)を検討する。

# 学校と地域の連携・協働を進めるために・・・・

# 地域、学校の両方にメリットがある活動を展開することが必要

- (1) 地域をフィールドとした学習活動
  - ○キャリア教育(職場体験)★
  - ○生活科、総合的な学習の時間★

課題

・学校が望む支援とのマッチングが難しい(日程等)
・単発の活動で終わってしまう
(家庭と地域の連携や継続的な活動につながらない)

- (2) 地域人材を活用した教職員の負担軽減
  - ○登下校の見守り(セーフティウォッチャー) ★
  - ○学習活動への支援★
  - ○部活動への支援
  - ○環境整備への支援★

・地域人材の高齢化、特定の人だけが負担 ・「コーディネーター」になれる人材が不足 (教員の負担が増える場合も)

- (3) 学校施設を活用した地域の拠点づくり
  - ○空き教室等の地域開放
  - ○避難所運営委員会
  - ○地域運営委員会

- ・学校施設の構造や空き状況により開放条件が異なる (空き教室等に関する情報の一元化が必要)
- ・地域が望む条件とのマッチングが難しい

(場所、荷物の管理等)

- (4) 地域活動への教職員や子供の参加の促進
  - ○ボランティア活動
  - ○地域のお祭りや敬老会等への学校単位 による参加

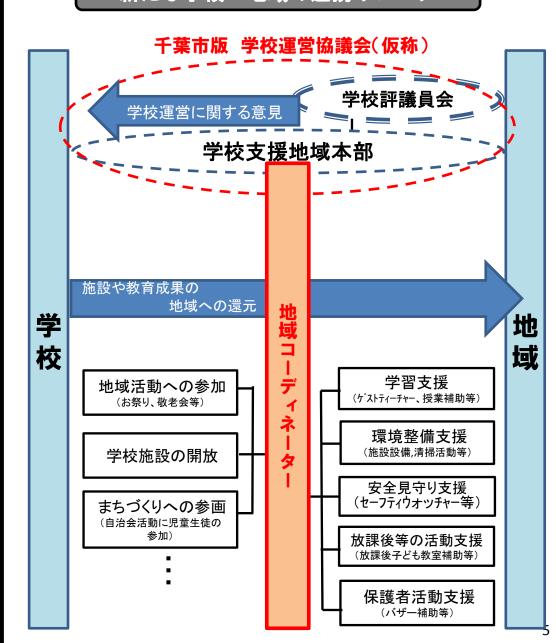
・引率等を行う教職員の負担増 ・行事を増やすと授業時数が確保できない

★は学校支援地域本部で既に取組まれている事項

# 現在の学校・地域の連携

# 学校評議員会 学校運営に関する意見 授業支援 支援 依頼 (ゲストティーチャー、授業補助等) 環境整備支援 支援 依頼 (施設設備,清掃活動等) 地 学 安全見守り支援 支援 依頼 域 校 (セーフティウォッチャー等) 支援 依頼 放課後等の活動支援 (放課後子ども教室補助等) 支援 依頼 保護者活動支援 (バザー補助等)

# 新たな学校・地域の連携イメージ



# (参考)学校評議員制度・学校支援地域本部・学校運営協議会制度の比較

	学校評議員制度	学校支援地域本部	学校運営協議会制度 (コミュニティ・スクール)
目的	開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民等の意向を反映し、その協力を得るとともに、学校としての説明責任を果たす。	地域住民が、 <b>学校の支援を行うもの</b> で、これにより学校と 地域との連携体制の構築を図り、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進する。	保護者や地域の住民が一定の権限 と責任を持って学校運営に参画する ことにより、そのニーズを迅速か つ的確に学校運営に反映させ、よ り良い教育の実現に取り組む。
設置	任意設置	任意設置	任意設置
位置付け	校長が、必要に応じて <b>学校運営に関する保護者や地域の</b> 方々の意見を聞くための制度	地域住民の <b>ボランティアの集まり</b> で任意団体	学校の運営について、 <b>教育委員会</b> の下部組織として一定範囲で法的な 効果を持つ意思決定を行う合議制 の機関
法令上の根拠	「学校教育法施行規則」第4 9条	(法的な措置はない)	「地方教育行政の組織及び運営に 関する法律」第47条の6
資格要件等	当該学校の職員以外の者で、 教育に関する理解及び識見を 有する者	学校関係者及び地域の代表者、 地域コーディネーター、学校 支援ボランティア等、法的措 置はないため、特に資格要件 等を定めたものはない。	地域住民・保護者その他教育委員 会が必要と認める者
任命	校長が推薦し、設置者が委嘱		教育委員会が任命 (非常勤特別職の地方公務員)
主な内容	校長の求めに応じて、学校運営に関する <b>意見を述べる</b> ことができる。	学校の教育活動の支援	①学校運営に関する基本的な方針について <b>承認</b> する。 ②学校運営に関して教育委員会、校長に意見を述べることができる。 ③教職員の採用等に関して任命権者に意見を述べることができ、任命権者はこれを尊重する。

小学6年生

#### 中学3年生





